

# 一人一人が備えてこい！ 防災力UP！鳥羽

vol.72

総務課防災危機管理室 ☎(25) 1118

## 住まいの家具の 転倒防止対策は 大丈夫ですか

過去の震災では、転倒した家具の下敷きとなり、犠牲になった方が多くいました。このような被害を少しでも軽減するためには、家具を固定しておくことが極めて有効です。また、屋外への避難経路の確保にもつながります。

### 家具転倒防止器具支給事業

高齢者や障がいがあるかたの住まいの安全対策として、地震が発生したときの家具転倒事故を防ぐため「家具転倒防止器具」を無料で支給します。

※この事業は今年度限りで終了となります。

### 対象世帯

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯で、昨年度までに支給を受けていない世帯。



### 器具イメージ

- ① L型金具
- ② ベルト式器具
- ③ 突っ張り棒



- い世帯。
  - 70歳以上の高齢者のみの世帯
  - 身体障害者手帳（1級・2級に限る）の交付を受けているかたの属する世帯
  - 介護保険法の規定による要介護認定（要介護3以上）を受けているかたの属する世帯
- 支給器具の種類**  
次の器具を、合計3組まで支給します。
- L型金具（1組2個）
  - ベルト式器具（1組2個）
  - 突っ張り棒（1組2本）

### 申請方法

総務課防災危機管理室、市民課、保健福祉センターひだまり、各連絡所で申請書類の配布・受け付けをします。

※申請書類は、市ホームページからもダウンロードできます。

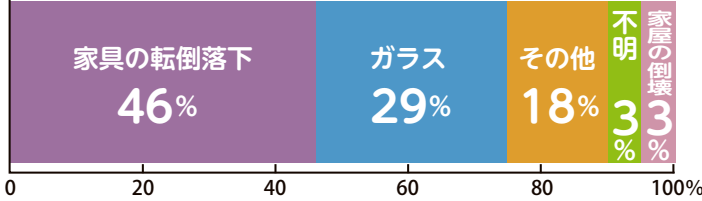
申込期限 6月28日(金)

### 取り付け

申請に基づき事前調査を行い、市職員またはボランティアなどの協力を得て、取り付けを行います。ただし、取り付けできない場合もあります。訪問する日程については、電話などで連絡調整します。

### 内部被害によるけがの原因

(資料) 総務省消防庁/日本建築学会「阪神・淡路大震災 住宅内部被害調査報告書」



## 消費者トラブルにご用心!

消費生活相談

開設日時：月・金 午前9時～午後4時  
場所：市民文化会館3階

農水商工課商工労政係 ☎(25) 1156  
鳥羽市消費生活相談室 ☎(25) 1241

### 相談室の歩みと

### 平成30年度の相談結果

本市の消費生活相談室を開設したのは平成20年です。当時は、さまざまな分野のトラブル化に伴って社会が複雑化しただけでなく、食品偽装問題や中国の工場で作られた冷凍食品に農薬が混入されるなど、食の信頼が揺らいだことに加え、悪質商法による被害が増加し、消費者保護の必要性が全国的に高まったことを受け、相談窓口として開設されました。

過去には多重債務の相談や店舗で商品を買ったときにトラブルに遭ったという相談が多く見られましたが、近年はスマートフォン急速な普及により、インターネットを通じて通信販売やワンクリック詐欺などの相談も増加しています。

平成30年度は前年度に引

き続き、ハガキによる架空請求の相談が多くありましたが、同時にスマートフォンを利用して通信販売で買った商品が意図しない定期購入であったという相談も多くありました。また通信販売で購入した商品の返品や解約を希望しても、事業者に連絡がつかないといったトラブルなど、相談の内容の中心はインターネットを介したものとなつていきます。

### 令和への改正に伴い 起こるトラブル

今年度は元号が変わるといふ大きな変化がありました。それに伴い、詐欺も横行しています。元号が変わると今のキャッシュカードが使用できなくなる」と銀行を装って書面を郵送し、暗証番号を聞き出した上で切り替えを口実にカードを返送させて詐欺しようとする事例や、購入を承諾していないのに電話で住所を聞き出し、写真集などを送り付けて支払いを迫る悪質な業者も確認されています。

消費者トラブルで困ったときは、消費生活相談室へ気軽に相談してください。